

大森間税会報

2022.1 第207号



■目 次

年頭のごあいさつ	2
大森間税会長 小宮山 宜 克	
大森税務署長 金 澤 節 男	
「税とのふれあい」令和3年度 納税表彰式	3
令和3年の主な行事・合同ゴルフコンペ・インボイス研修会 青年部・女性部合同研修会	4
令和4年度税制及び執行に関する要望書の要旨	5



大森間税会

明けましておめでとうございます



新年のご挨拶

大森間税会
会長 小宮山 宜 克

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年が、皆様にとって素晴らしい年になります事をご祈念申し上げます。

昨年は、感染者数に一喜一憂しながらコロナに明け暮れる日々を過ごされ、大変な思いをされた事と存じます。また、年の瀬には、ようやく感染者数も減少し平穏な日々の生活を迎えられるかと思った矢先、変異株「オミクロン株」の出現で、心苦しい日々をお過ごしだった事とご推察申し上げます。

当会の通年行事で、「税を考える週間」に実施して居りました「OTAふれあいフェスタ」、「納税表彰式」等の主だった行事が、二年に渡り中止と言う状況ではありましたが、令和5年10月1日より導入される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」、これに伴い令和3年10月1日から「インボイス制度、登録申請受付開始」等の講習会を署のご協力を得て、人数制限ではありましたが、実施する事が出来ました。また、「税の標語」を大田区内9校の小学校のご協力を得て1,272句の標語が集まりました。その標語の内10句を選定させて頂き、各小学校の受賞者へ賞状並びに記念品をお届けする事が出来ました。

昨年は、コロナ禍により最低限の活動しか出来ませんでした。本年は、会員の皆様方の更なるお力添えを頂き、企画した全ての行事が、滞りなく実施出来ますことを祈念し、ご挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

大森税務署長
金 澤 節 男

新年明けまして、おめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、小宮山会長をはじめ大森間税会の皆様におかれましては、税務行政の円滑な運営に対しまして、格別の御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年の税務行政を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う確定申告期間の延期をはじめ、「税を考える週間」に関する各種行事や納税表彰の式典が中止となるなど、様々な対応を求められました。

こうした環境下ではありましたが、貴会におかれては通常総会を開催するとともに、小学生を対象とした税の標語の募集・表彰を行っていただくなど、柔軟な対応をとっていただきました。皆様のご労苦に心からお礼申し上げます。

また、令和5年10月1日に導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関しまして、昨年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始されました。この登録を受けた課税事業者のみが適格請求書等の交付ができることとなります。取引先における仕入税額控除適用の可否に大きく影響いたしますので、会員の皆様が適格請求書発行事業者として登録すべきかどうかを御検討の上、早めの対応をお願いいたします。大森税務署といたしましても、大森間税会をはじめとする関係民間団体主催の研修会への講師派遣等、当制度の周知・広報に向けて、尽力してまいり所存でございます。

さて、新年を迎え、令和3年分の所得税、消費税等（個人事業者）及び贈与税の確定申告の時期となりました。本年も池上会館西館において、十分に感染防止対策を講じた上で、確定申告書の作成会場を開設いたします。大森税務署といたしましては、確定申告の最重要課題として、e-taxの利用拡大、特に、「スマートフォンによる申告」を推進したいと考えております。会員の御家族や従業員の皆様への周知をお願いいたします。また、「ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付」につきましても、御推奨いただければ幸いです。

結びに当たりまして、大森間税会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

令和3年度 納税表彰

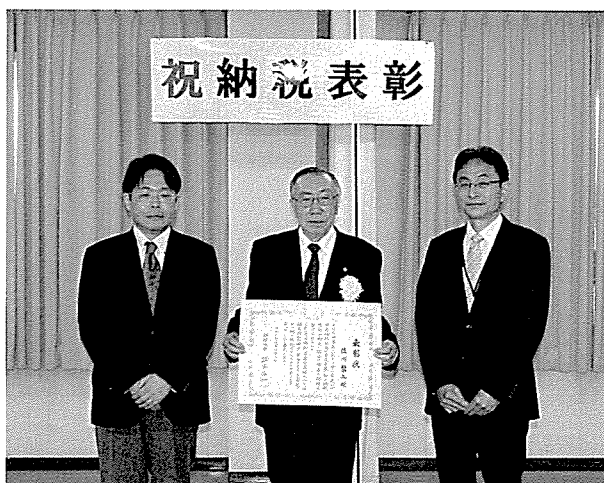
～ 大森間税会から初の財務大臣表彰受彰 ～

昨年に続き新型コロナウイルス感染症に向けた国全体としての取組を踏まえ、納税表彰式典の開催が中止となりましたが、11月5日大森法人会の会館会議室を借用して、納税表彰受彰者への表彰状等の贈呈が行われました。

当日は、基本的な感染対策を実施した上、出席者を最小限に絞って執り行われ、表彰状等贈呈後には、署幹部及び小宮山会長を交えて記念写真・懇談会が実施されました。

3名の方々受彰誠におめでとうございます。

財務大臣表彰 佐川 黎二 殿 (名誉会長)



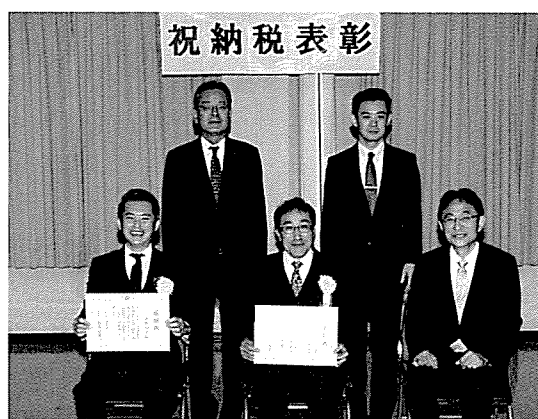
原田 調査第一部長 佐川 名誉会長 金澤 税務署長



大森税務署長表彰 中西 亮 殿 (常任理事) 大森税務署長感謝状 近藤 尚之 殿 (理事)



大森税務署長表彰を受けられる中西常任理事



大森税務署長感謝状を受けられる近藤理事

大森税務署 副署長 保谷 達彦	大森間税会 会長 小宮山 宜克
-----------------------	-----------------------

大森税務署長 金澤 節男	大森間税会 常任理事 中西 亮	大森間税会 理事 近藤 尚之
-----------------	-----------------------	----------------------

記念写真配席図(敬称略)

◆◆◆◆◆ 令和3年の主な行事(報告) ◆◆◆◆◆

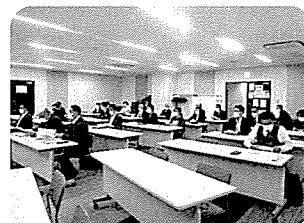
月 日	行 事 内 容	会 場 他
1 月 25 日	大森間税会報205号発行	広報委員会
1 月 26 日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
2 月	定例理事会・賀詞交歓会 【中止】	Luz大森
6 月 2 日	大森間税会 第64回定例総会	Luz大森
8 月 3 日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
8 月 5 日	定例理事会	Luz大森
9 月 21 日	大田区内小学校 9校「税の標語」収集	各小学校
9 月 22 日	「税の標語」選別会議	大森法人会館
9 月 25 日	大森間税会報 第206号発行	広報委員会
10 月 25 日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
11 月 4 日	「基礎からわかるインボイス制度」研修会	Luz大森
11 月 5 日	令和 3年度納税表彰式	大森法人会館
11 月	大森税務六団体共催OTAふれあいフェスタ 【中止】	平和島競艇場
11 月	広報活動・税金クイズ等を実施 【中止】	
11 月 18 日	定例理事会・「大森税務署副署長講話」研修会	大森法人会館
12 月 9 日	「税の標語」表彰	各小学校

※このほか各委員会は随時開催

大森法人会第三支部合同「適格請求書等保存方式」研修会

11月4日、大森法人会第三支部と合同でインボイス制度の研修会を実施しました。講師として大森税務署法人課税第一部門の奥調査官にお話しいただきました。質疑応答も活発になされ有意義な研修会であったと思います。

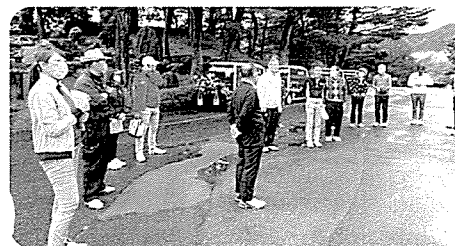
事業委員 近藤 尚之



第9回 大森・相模原間税会 合同ゴルフコンペ

今回は大森・相模原間税会会長の交代の中、小宮山宜克新会長(大森)・井上旭新会長(相模原)の交流及び会員同士の親睦など和やかな雰囲気の中、10月26日(火)津久井湖カントリー倶楽部で行われました。(参加人数32名)

広報委員長 中西 亮



大森間税会「青年部・女性部合同」研修会

今回、大森間税会青年部、女性部合同での大森税務署副署長講演会を開催させていただきました。大森税務署 保谷副署長には『税務職員のコミュニケーション能力』と題して調査に入る時には何が一番大切など貴重なお話を頂きました。

その後の質疑応答も活発で時間ギリギリまで質問が出ており、大変有効な時間でしたので第二弾も検討しております。(令和3年11月18日 大森法人会館 参加人数16名)

青年部部長 林 武宏

令和4年度税制及び執行に関する意見要望書が令和3年7月全間連より財務大臣はじめ関係諸庁に提出され、その実現方を要請いたしました。その要旨は次のとおりです。

1-1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

1-2 新型コロナウイルス感染症による経済的被害者等への必要な対策の実施と財政健全化施策の検討

「新型コロナウイルス感染症」による経済的被害者等に対しては、今後とも必要な対策を実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された莫大な新規公債の償還財源については、日本経済の回復状況等を注視しながら、中長期的な視点に立った検討を進め、財政健全化の道筋を示すべきである。

2. 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

今後の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(3) 仕入税額控除

令和5年10月1日から導入するとされている「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」は我が国の社会経済構造に馴染まないことや、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済がこれほどまでに落ち込むことになるとは予想もできなかったことや、感染拡大の影響で売上げ等が大きく減少しているため、令和5年10月以降も請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続適用すべきであり、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期すべきである。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(7) 輸出品販売場における免税制度の高度化

免税購入対象者判定において、在留資格の絞り込みを含めたシンプル化を行うとともに、デジタル化を更に進展させ、必要な確認作業を簡素にすることで、免税店での手続を飛躍的に向上させるような措置を行うべきである。

更に更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである。

3. 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

る課税の是正

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

4. 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。特に、軽減税率制度の実施により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

軽減税率制度の実施に伴い、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入され新たな制度になったことや、広く国民に係わりの深い税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

(4) 租税教育の推進

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

消費税率の引上げに伴い滞納増加が懸念されることから、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置(平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用)」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。しかしながら、総額表示の実態を見ると、必ずしも消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっているとは認められないものが散見される。

消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインは、既に消費者庁が作成し、公表しているものの、事業者における理解や、またその実効性が確保されていない状況にある。

したがって、こうした状況を解消するため、消費者庁と連携しつつ、関係業界を通じた事業者への行政指導を充実させるなど、総額表示が形骸化され、消費者とのトラブルや不信感を増幅させることのないよう、改善指導すべきである。

5. マイナンバー制度

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。

優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



TK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

創業 享保元年(1716年)

古いのれんの和菓子の店

祝儀・仏事・お赤飯の御用命は当店へ!!

おみやげには **あべ川餅** を!!

宅配便にて全国へお届け致します



餅 甚

大森東1丁目ミハラ通り

TEL 3761-6196 / FAX 3761-6191

租税全般の申告手続き及び相談・財務全般

森永 優子税理士事務所

税理士 森 永 優 子

事務所 東京都大田区大森北1-15-14
第11三井ビル5F

TEL(03)3762-5756
FAX(03)3762-5758

あなたの**本**を
お**創**りします。

記録に残したい
想い。
完全サポート
いたします。

「学研」「文芸社」との提携で、全国の主要書店で販売できます。

株式会社 欧文社 (品川区南大井 3-17-10-3F) ☎ 03-3766-3611 fax 03-3766-3626

賃貸オフィス、月極・一時駐車場



TOSHIN CO., LTD

株式会社 **東 辰**

代表取締役 小宮山 宜克

〒143-0023 東京都大田区山王 2-8-26

TEL 03-3772-6690
FAX 03-3772-6646

車で山王へお越しの際は、当社有料駐車場をご利用ください!

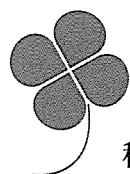


インフィニティ税理士法人

代表社員
税理士

清水 久 栄

〒143-0015 東京都大田区大森西1丁目4番14号
☎03-3766-6747 FAX03-3768-4661



税理士法人おおた総合会計事務所

税務を中心に、労務・法務・相続・事業承継・各種許認可・商業登記・会計監査
そしてそれらの知識経験に基づく相談業務「ライフトータルサポート」を展開しております

代表税理士 ・ おとだ 俊幸 ・ 永野 宏 ・ 音田 崇幸

公認会計士 / 税理士 / 特定社会保険労務士 / 特定行政書士 / 宅建士 / FP 在籍 free 会計 / MF クラウド対応

〒143-0027 東京都大田区中馬込 1-1-17 長原台アーバンハイム 103 号

@環七夫婦坂レッドロブスター斜向かい / リコー本社裏 無料駐車場有り

TEL 03-3776-5561 FAX 03-3776-5563 <http://www.otodakaikei.com/>

美しい時を刻むために

時計は時間を計るだけのものではありません。

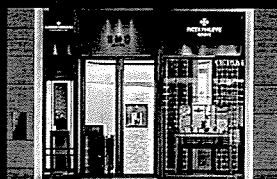
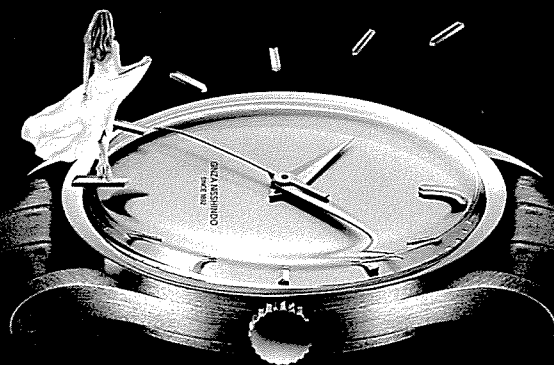
人生のステップごとに、世代を超えて、

見て触れてワクワクするタカラモノです。

日新堂は1892年創業以来、

お客さまのタカラモノを

まごころ込めてご提供してまいりました。



銀座本店

東京都中央区銀座7-9-13
(銀座7丁目中央通り)
03-3571-5611 (代表)
【営業時間】月～土 10:00～20:00 /
日・祝 10:00～19:30

PATEK PHILIPPE
GENEVE
AUTHORIZED RETAILER

VACHERON CONSTANTIN
GENEVE



大阪ヒルトンプラザ店

大阪府大阪市北区梅田2-2-2
ヒルトンプラザ ウェスト1階
06-6345-2211
【営業時間】11:00～20:00

PATEK PHILIPPE
GENEVE
AUTHORIZED RETAILER

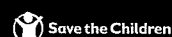
Glashütte
ORIGINAL

銀座 日新堂
GINZA NISSHINDO
SINCE 1892



＜AJHH 日本正規高級時計協会加盟店＞ 新宿京王店 / JR京都伊勢丹店 / 札幌丸井今井店 / 熊本鶴屋店

www.nsdo.co.jp ※状況により、営業時間が変更になる場合がございます。事前にお問い合わせ下さい。



発行日 2022年(令和4年)1月25日
発行者 大森間税会長 小宮山 宜 克
編集人 広報委員長 中西 亮

事務局 〒143-0016 東京都大田区大森北 1-32-1-2505
株式会社 共栄物流サービス 内
TEL 090 - 3203 - 5468 FAX 03 (3298) 0402